

金融機関等が事業の抜本的な見直しとして実施する経営基盤の強化のための措置の
実施に要する経費（対象経費）の基本的な考え方等について

1. はじめに

- 本資料は、先般実施した「令和3年金融機能強化法改正に係る政令・内閣府令案等」に関するパブリックコメントにお寄せいただいたご意見を踏まえ、資金交付の対象となる経費に関して、資金交付制度を利用する金融機関等をはじめとする関係者の理解の一助となるよう、その基本的な考え方や対象経費となりうるものの代表的な例などについて、お示しするものです。

2. 基本的な考え方

- 金融機関等（銀行持株会社等を除く。）が事業の抜本的な見直しとして実施する経営基盤の強化のための措置の実施に要する経費（以下「対象経費」という。）については、金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令（平成16年内閣府令第67号。以下「内閣府令」という。）第107条等において、以下の通り規定しています。

金融機関等が事業の抜本的な見直しとして実施する経営基盤の強化のための措置として行う次に掲げる行為（他の者と連携して又は共同して行うものを含み、実施計画の実施期間内において行われるものに限る。）に要する物件費その他の経費（現金の支出を伴わない経費及び実施計画の実施にかかわらず経常的に発生すると認められる経費を除く。）をいう。

- ① 新商品若しくは新役務の開発若しくは提供又は商品若しくは役務の新たな提供の方式の導入
- ② 業務又は業務に関する事務の処理に必要な情報通信技術その他の先端的な技術を活用した施設、設備、機器、装置又はプログラムの導入
- ③ 業務又は業務に関する事務の処理に必要な情報システムの整備
- ④ 営業所、事務所その他の施設の改修若しくは廃止又はその設備の新設、改修、増設若しくは廃止
- ⑤ 業務又は業務に関する事務の集約、委託その他の合理化
- ⑥ その他その実施により金融機関等の経費の削減又は収益性の向上が継続的に図られると見込まれる行為であって、当該金融機関等の利用者の利便の向上又は当該金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するものと認められるもの

- 金融機関等が事業の抜本的な見直しとして実施する経営基盤の強化のための措置として行う行為については、各金融機関等の規模・特性や地域の実情を踏まえた経営判断により様々であると考えられることから、幅広い行為がその対象となるよう規定しています。

このため、こうした行為に要する経費である「対象経費」についても、各金融機関等における具体的な取組みを踏まえつつ、事業の抜本的な見直しとして金融機関等が実施する経営基盤の強化のための措置の実施に要する経費の一部に充てるための資金を交付することにより、当該措置の円滑な実施に寄与し、もって金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化に資するとの資金交付の目的に照らして、内閣府令第107条等の該当性を個別具体的に判断することとなります。

- 以下(1)から(9)において、内閣府令等の内容について、その基本的な考え方や留意点をご説明します。

(1)「他の者と連携して又は共同して行うもの」に関して

- ◆ 「他の者」には、他の金融機関など、当該金融機関等以外の者を幅広く含みます。事業の抜本的な見直しとして実施する経営基盤の強化のための措置として、金融機関等が、上記①から⑥の行為を単独で行う場合だけでなく、「他の者」と連携・共同して行う場合も対象となります。

ただし、この場合であっても、対象経費となるには、i) 事業の抜本的な見直しとして実施する経営基盤の強化のための措置として金融機関等が自ら行う上記①から⑥のいずれかの行為に要する経費であること、ii) その行為に伴って当該金融機関等自らが負担する経費であること、の2つの要件を満たす必要があります。

(2)「実施計画の実施期間内において行われるものに限る」に関して

- ◆ 対象経費となるものは、金融機関等が事業の抜本的な見直しとして実施する経営基盤の強化のための措置として行う上記①から⑥の行為に関して、預金保険機構との資金交付契約の締結後に発注・購入・契約の締結等をしたもの(注1)であって、かつ、その納品及び支払いが実施計画の実施期間内に完了したもの(注2)となります。

(注1) 見積りは、資金交付契約の締結前に行われていても構いません。

(注2) 例外として、資金交付契約の締結後に発注・購入・契約の締結等をしたものであって、かつ、実施計画の実施期間内に金融機関等が負担すべき経費が発生したものの、当該実施計画の実施期間内に支払いが完了しなかったことについてやむを得ない事情(※)があると認められる場合には、対象経費となります。

(※) 対象行為の進捗上、実施計画の実施期間の終了直前に経費が発生したものの、経理処理の都合上、実施計画の実施期間内の支払いが困難な場合など

(3)「現金の支出を伴わない経費及び実施計画の実施にかかわらず経常に発生すると認められる経費を除く」に関して

- ◆ 事業の抜本的な見直しとして金融機関等が実施する経営基盤の強化のための措置の実施に要する経費の一部に充てるための資金を交付することにより、当該措置の円滑な実施に寄与し、もって金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化に資するとの資金交付の目的に照らして、実施計画の実施にかかわらず金融機関等の通常の業務運営において経常的に発生すると認められる経費については、対象経費とはなりません。

また、減価償却費などの金融機関等において実際に現金の支出を伴わない経費についても、対象経費とはなりません。

(4)「①新商品若しくは新役務の開発若しくは提供又は商品若しくは役務の新たな提供の方式の導入」に関して

- ◆ 金融機関等が事業の抜本的な見直しとして実施する経営基盤の強化のための措置として、新たな商品やサービスを開発し提供する行為や、商品やサービスが既存のものか新たなものかを問わず、こうした商品やサービスの提供について、新たな方式を導入する行為が該当します。

なお、こうした行為には、例えば、上記②から⑤の行為が伴う場合もあると考えられます。

(5)「②業務又は業務に関する事務の処理に必要な情報通信技術その他の先端的な技術を活用した施設、設備、機器、装置又はプログラムの導入」に関して

- ◆ 金融機関等が事業の抜本的な見直しとして実施する経営基盤の強化のための措置として、金融機関等の業務や業務に係る事務処理において、IT技術やAI等の先端技術を活用した施設・設備・機器・装置又はプログラムを導入する行為が該当します。

なお、こうした行為には、例えば、それを開発する行為や上記①や③から⑤の行為が伴う場合もあると考えられます。

(6)「③業務又は業務に関する事務の処理に必要な情報システムの整備」に関して

- ◆ 金融機関等が事業の抜本的な見直しとして実施する経営基盤の強化のための措置として、金融機関等の業務や業務に係る事務処理において必要となる各種情報システムの新たな構築や改修、統合又は廃止を行う行為が該当します。

なお、こうした行為には、例えば、上記①②④⑤の行為が伴う場合もあると考えられます。

(7)「④営業所、事務所その他の施設の改修若しくは廃止又はその設備の新設、改修、増設若しくは廃止」に関して

- ◆ 金融機関等が事業の抜本的な見直しとして実施する経営基盤の強化のための措置として、金融機関等の営業所や事務所その他の施設（いわゆる事務センターを含みます。以下同じ。）自体の改修や廃止を行う行為や、営業所や事務所その他の施設の設備の新設、改修、増設や廃止を行う行為が該当します（ただし、取得対象財産の耐用年数などには一定の制限があります（P4参照））。

なお、こうした行為には、例えば、上記①から③や⑤の行為が伴う場合もあると考えられます。

(8)「⑤業務又は業務に関する事務の集約、委託その他の合理化」に関して

- ◆ 金融機関等が事業の抜本的な見直しとして実施する経営基盤の強化のための措置として、金融機関等の業務や業務に係る事務について、集約や委託などの合理化を行う行為が該当します。

なお、こうした行為には、例えば、上記①から④の行為が伴う場合もあると考えられます。

(9)「⑥その他その実施により金融機関等の経費の削減又は収益性の向上が継続的に図られると見込まれる行為であって、当該金融機関等の利用者の利便の向上又は当該金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するものと認められるもの」に関して

- ◆ 金融機関等が事業の抜本的な見直しとして実施する経営基盤の強化のための措置として行う行為は、各金融機関等の規模・特性や地域の実情を踏まえた経営判断により様々であると考えられることから、上記①から⑤以外の行為であってもその対象となりうるよう規定するものです。

- ◆ 他方で、資金交付制度の趣旨を踏まえ、その実施により金融機関等の経費の削減又は収益性の向上が継続的（注3）に図られると見込まれるものであること、当該金融機関等の利用者の利便の向上又は当該金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するものと認められるものであること、の2つの要件を満たす行為を対象とするものです。

（注3）ここでいう「継続的」について、経費の削減や収益性の向上といった行為の効果が、例えば、単年度のみで留まると見込まれる場合や、継続したとしても実施計画の実施期間内に留まると見込まれる場合には、「継続的」に図られると見込まれるとは判断されない場合があると考えられます。

- ◆ なお、当該⑥の行為には、合併・経営統合等の組織再編成等の行為そのものに伴って行われる行為も含まれることから、例えば、合併に伴って一時的に必要となる諸経費（商号変更に伴う店舗看板、通帳、各種帳票等の変更に要する経費、HP変更やダイレクトメールなど顧客への周知に要する経費、弁護士等コンサルティング経費、各種規程・内部マニュアルの作成・変更等に要する経費、内部研修に要する経費など）についても、当該⑥の行為に要する経費として、対象経費となりうると思われれます。

- なお、事業の抜本的な見直しとして金融機関等が実施する経営基盤の強化のための措置の実施に要する経費の一部に充てるための資金を交付することにより、当該措置の円滑な実施に寄与し、もって金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化に資するとの資金交付の目的を踏まえ、預金保険機構と資金交付契約を締結した金融機関等が交付を受けた資金により取得する財産につ

いては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の定める耐用年数（「法定耐用年数」という。以下同じ。）が20年以下のものに限ることとします。

このため、法定耐用年数が20年を超えることとなる財産の取得に要する経費や土地などの耐用年数がない財産の取得に要する経費については、対象経費とはなりません。

一方、金融機関等が交付を受けた資金により、自らが所有する財産（「既存財産」という。以下同じ。）について、改修等の効用を増加させる行為（注4）を行う場合において、当該行為の対象となる既存財産の耐用年数については、資金交付の目的を踏まえ、特段の制限は設けないこととします。

なお、こうした効用を増加させる行為に係る支出については、一般に、税法上では、既存財産に対する資本的支出として、その支出分について既存財産と種類及び耐用年数を同じくする新たな財産を取得したものと取り扱われますが、資金交付制度の運用においてはこのような取扱いを行いません。具体的には、こうした効用を増加させる行為に関して、①例えば改修工事費などの財産の購入を伴わない支出のみとなる場合には、資金交付により金融機関等が追加で取得する財産は「ない」と取り扱うほか、上記の通り当該支出の対象となる既存財産の耐用年数について特段の制限はありません、また、②設備などの財産の購入に伴う支出がある場合には、既存財産とは別の新たな財産を取得したものと取り扱い、その耐用年数については既存財産の耐用年数ではなく当該新たな財産に個別に適用される法定耐用年数を用いることとし、これが20年を超えないものである場合には、その取得に係る支出について対象経費となりうるものと考えられます。

（注4）ただし、例えば、建物の増築、構築物の拡張、延長等は建物等の取得に当たり、当該建物等の耐用年数が20年を超える場合に、当該取得に要する経費については、対象経費とならないことに留意が必要です。

3. 「対象経費」となりうるもの（代表的な例）

○ 上記、「2. 基本的な考え方」を踏まえ、対象経費となりうるものの代表的な例は、以下の通りとなるものと考えられます。

なお、上記記載の通り、内閣府令等に規定する上記①から⑥の行為は、相互に一体として行われる場合もあり得ることから、以下に示す対象となりうる経費は、必ずしも上記①から⑥の行為のいずれかに伴って必ず生じるという関係にはないことに留意が必要です。

また、以下に記載するものに形式的に該当する場合であっても、交付された資金が公正かつ効率的に使用されることが重要であると考えられることから、各金融機関等における具体的な取組みの態様や資金交付の目的に鑑み、個別にその該当性を検討した結果、対象経費とはならない場合があることに留意が必要です。

このため、例えば、具体的な取組みに関し契約を締結する際には一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合を除き一般の競争に付すよう努めることが必要であるほか、金融機関等が、自社製品等を自ら調達する場合に加えて、財務諸表

等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に定義されている当該金融機関等の親会社、子会社、関連会社及び関係会社に該当する会社から調達を受ける場合や当該会社に対して業務を委託する場合などについては、対象経費の中にこれらの会社の利益等相当分が含まれる場合には、資金交付の目的に鑑み、当該利益等相当分については対象経費から除外することが適当と考えられます。

〈1〉情報システム関連

- 金融機関等が事業の抜本的な見直しとして実施する経営基盤の強化のための措置として行う行為に伴う情報システムの整備（構築（新規開発・更改）、改修（機能改修・追加）、統合（いずれも先端的な技術を活用する場合を含む。））又は廃止に要する一時的な経費として、例えば、以下の経費が考えられます。

調査研究等経費	情報システムの整備に当たり、業務の設計、要件定義を行う目的で行う現状分析、プロトタイプ作成、ドキュメント作成支援、調査研究等に要する経費
設計経費	情報システムの整備に際し、その開発に関する設計書の作成に要する経費
開発経費	情報システムの整備に際し、情報システムのプログラミング、パラメータ設定等による情報システムの開発（単体テストを含む。）に要する経費
据付調整経費	ハードウェアやラックの搬入・据付け、ネットワークケーブルの敷設等、情報システムの物理的な稼働環境の整備に要する経費
テスト経費	開発する情報システムの結合テスト、総合テスト及び受入テストに要する経費
移行経費	情報システムのシステム移行及びデータ移行に要する経費
廃棄経費	情報システムの廃止及び更改に伴う、ハードウェアやラック、ネットワークケーブル等の撤去及び廃棄に要する経費
プロジェクト管理支援経費	情報システムの整備に伴うプロジェクト管理支援事業者等に要する経費
設備整備等経費	情報システムを構成するハードウェアを設置する設備、データ等を保管する設備又は運用事業者等が運用・保守等を行うために駐在する施設の整備、改修等に要する経費
ハードウェア買取経費	情報システムを構成するハードウェア（設備、機器、装置を含む。）の買取に要する経費
ソフトウェア買取経費	情報システムを構成するソフトウェア（プログラムを含む。）製品のライセンスの買取（買取による更新を含む。）に要する経費
その他整備経費	新たなシステムの構築等に伴って一時的に必要となる、内部研修に要する経費（ヘルプデスクに要する経費を含む。）や顧客への周知に要する経費（コールセンターに要する経費を含む。）など上記のいずれにも該当しない情報システムの整備に要する経費

〈2〉 営業所・事務所関連

- 営業所や事務所その他の施設自体の改修・廃止を行う場合や、営業所や事務所その他の施設の設備の新設・改修・増設・廃止を行う場合に要する一時的な経費として、例えば、以下の経費が考えられます（ただし、取得対象財産の耐用年数などには一定の制限があります（P 4 参照））。

設計経費	営業所・事務所の施設・設備の改修等に関する設計書の作成に要する経費
工事等経費	営業所・事務所の施設・設備の改修等に関する工事経費及び当該工事に付随して必要となる設備・備品等購入経費
移転経費	営業所・事務所の施設・設備の新設等に伴って行う移転に要する経費（移転に伴い必要となる既存の施設・設備の修繕に要する経費を含む。）
廃棄経費	営業所・事務所の施設・設備の新設等に伴う、既存の施設・設備の撤去及び廃棄に要する経費
その他一時的な経費	営業所・事務所の施設・設備の新設等に伴って必要となる顧客への周知に要する経費など

〈3〉 商品・サービス関連

- 新たな商品やサービスを開発し提供する行為や、商品やサービスが既存のものか新たなものかを問わず、こうした商品やサービスの提供について、新たな方式を導入する際に必要となる一時的な経費として、例えば、以下の経費が考えられます。

調査経費	新たな商品等の開発等に伴う調査・マーケティング・コンサルティングに要する経費
開発経費	新たな商品等の開発に要する経費
導入経費	新たな商品等のリリースに要する経費
その他一時的な経費	新たな商品・サービスの提供等に伴って必要となる顧客への周知に要する経費、内部研修に要する経費など

〈4〉 合併・経営統合関連

- 合併や経営統合に伴って一時的に必要となる諸経費として、例えば、以下の経費が考えられます。

商号変更経費	合併・経営統合による商号変更に伴う店舗看板、通帳、各種帳票等の変更に要する経費
コンサルティング経費	合併・経営統合に伴って必要となる弁護士等のコンサルティングに要する経費
規程等作成経費	合併・経営統合に伴って必要となる各種規程・内部マニュアルの作成・変更等に要する経費
その他一時的な経費	合併・経営統合に伴って必要となる HP 変更やダイレクトメールなど顧客への周知に要する経費、内部研修に要する経費など

4. 「対象経費」とはならないもの（代表的な例）

○ 上記、「2. 基本的な考え方」を踏まえ、対象経費とはならないものの代表的な例は、以下の通りとなるものと考えられます。

なお、以下に記載するものに該当する場合は、各金融機関等における具体的な取組みの態様にかかわらず、通常は対象経費とはならないと考えられます。

- (1) 金融機関等自らが負担・支払いを行うものではない経費。
- (2) 金融機関等が預金保険機構との間で資金交付契約を締結する前に、発生（発注・購入・契約の締結等）したものに係る経費。
- (3) 金融機関等が、実施計画の実施期間内に完了（納品され、支払いが完了）しなかったものに係る経費（ただし、例外あり（P2（注2）参照））。
- (4) 実施計画の実施にかかわらず金融機関等の通常の業務運営において経常的に発生すると認められる経費。例えば、以下の経費は通常これに該当するものと考えられます。ただし、こうした経費の一部については、合併・経営統合等の実施に伴って実施計画の実施期間中にのみ発生する、すなわち、実施計画の実施期間後にわたって経常的に発生しない一時的な経費であることが明らかな場合であって、資金交付の目的に照らして対象経費とすることが適当であると判断される場合には、例外的に対象経費となりうる場合もあるものと考えられます。

- ・ 人件費
- ・ 旅費
- ・ 営業所・事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ・ 自動車等車両の購入費・修理費・車検費用
- ・ 文房具などの事務用品等の消耗品代
- ・ 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ・ 情報システムの運用・保守等に要する以下の経常的な経費。

システム運用経費	情報システムの正常な稼働を保持するために行うハードウェアの状態把握、ファイルの管理、アプリケーションの設定等の管理、障害に対する予防等の措置など、仕様変更や構成変更を伴わない情報システムの技術的及び管理的業務の実施に要する経費
業務運用支援経費	情報システムの稼働に当たって、業務実施部門が行う業務（データ作成（Web サイトやeラーニングのコンテンツ作成等）、データ受付・登録等）の運用支援に要する経費
操作研修等経費	情報システムの利用に当たって、当該情報システム部門の担当者又は情報システムの利用者に対する操作研修等（教材作成・更新を含む。）に要する経費
ヘルプデスク経費	職員等の情報システム利用者からの問合せに対応するために行う業務に要する経費
コールセンター経費	顧客等の情報システム利用者からの問合せに対応するために行う業務に要する経費
アプリケーション保守経費	開発した情報システムについて、障害や技術革新等の外部環境の変化に対して情報システムの機能を仕様どおり正常な状態に保つために行うアプリケーションプログラムの改修、設定変更等に要する経費

ハードウェア 保守経費	情報システムを構成するハードウェアについて、障害や技術革新等の外部環境の変化に対して情報システムの機能を仕様どおり正常な状態に保つために行う業務に要する経費
ソフトウェア 保守経費	情報システムを構成するソフトウェア製品について、障害や技術革新等の外部環境の変化に対して情報システムの機能を仕様どおり正常な状態に保つために行う業務に要する経費
監査経費	情報システムについて、システム監査又は情報セキュリティ監査の実施に要する経費
情報セキュリティ 検査経費	情報システムについて、ペネトレーションテスト、脆弱性診断等の情報セキュリティ検査・診断の実施に要する経費
ハードウェア 借料	情報システムを構成するハードウェアについて、その使用に要する借料
ソフトウェア 借料	情報システムを構成するソフトウェア製品について、その使用に要する借料
サービス利用 料	情報システムの稼働又は利用に当たって、ASP、SaaS、PaaS、ホスティングサービス、共同システムなどの利用に要する経費
通信回線料	情報システムを構成するネットワークにおいて必要となる通信回線の利用に要する経費
施設利用等 経費	情報システムを構成するハードウェアを設置する施設、データ等を保管する施設又は運用事業者等が運用・保守等を行うために駐在する施設の利用等に要する経費
その他運用等 経費	上記のいずれにも該当しない情報システムの運用等に要する経費

- (5) 減価償却費などの金融機関等において実際に現金の支出を伴わない経費。
- (6) 事業の抜本的な見直しとして金融機関等が実施する経営基盤の強化のための措置の実施に要する経費の一部に充てるための資金を交付することにより、当該措置の円滑な実施に寄与し、もって金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化に資するとの資金交付の目的を踏まえ、対象外となる経費。例えば、以下の経費は通常これに該当するものと考えられます。
- ・ 減価償却資産の耐用年数等に関する省令の定める法定耐用年数が 20 年を超える財産の取得に要する経費
 - ・ 土地などの耐用年数がない財産の取得に要する経費
 - ・ 財産の効用を増加させることとなる行為が当該財産を取得するものであり、当該財産の耐用年数が 20 年を超える場合における当該行為に要する経費
 - ・ 価格設定の適正性が明確でない（確認できない）中古品等の購入等に要する経費
 - ・ 実施計画の作成・修正、定期報告等対応のためのコンサルティング・外部委託に要する経費
 - ・ 各種契約の解除等に伴って発生する経費（違約金・損害賠償金・退職手当など）
 - ・ 訴訟等のための弁護士費用
 - ・ 広告宣伝費、広告宣伝に類するものの費用
 - ・ 雑誌購読料、新聞代
 - ・ 団体等の会費
 - ・ 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
 - ・ 公租公課（消費税及び地方消費税額等）

- ・ 社会保険料
- ・ 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ・ 収入印紙
- ・ 振込等手数料（代引手数料を含む）及び両替手数料
- ・ 税務申告、決算書作成のために税理士、公認会計士等に支払う費用
- ・ その他、資金交付の目的に照らし、対象経費とすることが適当ではないと判断されるもの

（以上）